

# 令和7年度 第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会 次第

日 時：令和7年11月13日（木）

午後1時30分から

場 所：倉吉市役所第2庁舎 302会議室

～ 日 程 ～

1 開会

2 会長あいさつ

3 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（基本計画）の諮問について

4 協議事項

第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（基本計画）の素案について

5 今後のスケジュールについて

- ・令和7年12月中旬～令和8年1月中旬 パブリックコメントの実施（30日間）
- ・令和8年1月 パブリックコメントの計画への反映・検討
- ・令和8年2月 第4回審議会（答申）

6 次回の審議会の日程調整について

【第1案】令和8年2月3日（火）13:30～ 市役所本庁舎 大会議室

【第2案】令和8年2月4日（水）13:30～ 市役所本庁舎 大会議室

7 閉会

（資料）

- ・第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（基本計画）素案

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

No.	氏名	所属団体	備 考
1	河崎 紀子	上井地区同和教育研究会	会 長
2	渡邊 太	鳥取短期大学	副会長
3	尾崎 真理子	鳥取県人権文化センター	
4	中尾 美千代	部落解放同盟倉吉市協議会	
5	黒川 泰	倉吉市自治公民館連合会	
6	笠原 宣幸	倉吉市社会福祉協議会	
7	長田 美穂	倉吉市小学校校長会	
8	小原 弘行	倉吉市中学校校長会	
9	福永 幸男	倉吉市身体障害者福祉協会	
10	篠津 充代	倉吉男女共同参画推進会議	
11	吉川 裕	倉吉市民生児童委員連合協議会	
12	笠原 紀人	倉吉市人権啓発企業連絡会	
13	岩間 隆二	倉吉市人権教育研究会	
14	米田 美奈子	倉吉人権擁護委員協議会	
15	泉 孝子	倉吉市保育園長会	
16	松本 直子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団	

# 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和 57 年 6 月 1 日条例第 19 号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要な事項について、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

## (組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることがある。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

## (規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 17 日条例第 20 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則（平成8年3月27日条例第16号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附 則（平成20年3月26日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。